

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成30年7月3日付け、第22回佐倉市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は営業区域（詳細は別紙ルート図参照）

- ・志津北側ルート
- ・畔田・下志津ルート
- ・南部地域ルート

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

【志津北側ルート】

ユーカリが丘駅北口（起点）～小竹入口～青菅分校前～先崎会館
～宮ノ台入口～志津駅北口～ユーカリが丘駅北口（終点）

【畔田・下志津ルート】

臼井駅南口（起点）～王子台六丁目～畔田～東邦大学佐倉病院
下志津原入口～下志津西～ユーカリが丘駅南口（終点）

【南部地域ルート】

- ①和田ふるさと館（起点）～上勝田～米戸～神門～大篠塚～物井駅（終点）
- ②和田ふるさと館（起点）～上勝田～米戸～神門（終点）
- ③神門（起点）～大篠塚～小篠塚～物井駅（終点）
- ④神門（起点）～天辺～和田ふるさと館～南酒々井駅～米戸～神門（終点）
- ⑤物井駅（起点）～神門～宮本～和田ふるさと館～米戸～神門（終点）
- ⑥西御門（起点）～弥富公民館～神門～大篠塚～物井駅（終点）
- ⑦西御門（起点）～弥富公民館～坂戸～内田～千城台駅（終点）

3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

【運賃】

大人（中学生以上）	小人（小学生）
200円（均一）	100円（均一）

※未就学児は無料

※障害者手帳所持者及びその介助人1名までは、半額

4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

南部地域ルートは、乗車定員10人以下の車両での運行も認める。

平成30年 月 日
佐倉市地域公共交通会議
会長 利根 基文